

マイナンバーカードを 企業や地域団体等で まとめて申請できます！



●一括申請とは？

- ・職場でマイナンバーカードを申請できます
- ・申請に必要な顔写真は、市職員が撮影します
- ・出来上がったマイナンバーカードは、市役所等の窓口にお越しいただく必要がなく、自宅で受け取れます
- ・大田原市内に事業所を置く企業等であれば、大田原市外に住民票がある方でも申請できます

●マイナンバーカードは何に使えるの？

- ・公的な身分証明書になります
- ・保険証の代わりにになります
- ・各種証明書をコンビニで取得できます
- ・行政の手続きがオンラインでできます（例：確定申告の電子申請（e-Tax））

●企業等一括申請手続きの流れ

<事前に>

① 企業等一括申請の申し込み

「相談・実施申込書」に必要事項を記入の上、市役所市民課市民係の窓口までお持ちいただくか、メール、郵送又はファックスでお申し込みください

② 企業様等と打合せ

訪問日程や今後の進め方などについてご説明します

③ 企業様等から「申請予定者リスト」の提出

④ 市から企業様等へ、申請に必要な書類一式を配布

<当日>

⑤ 市職員が企業様等の指定する会場に出向き、「本人確認」「申請書類の確認」「写真撮影」を行い、申請を受け付けます

<マイナンバーカードの受取>

⑥ 申請から概ね2か月後に、住民票のある市区町村から本人限定受取郵便又は簡易書留で、ご本人様宛てマイナンバーカードを送付します

注意）公的機関発行の顔写真付き本人確認書類をお持ちでないなど、郵便によるお取り扱いの条件を満たしていない方は、住民票のある市区町村の窓口での受取となります

●申請時に用意するもの

- ① 個人番号カード交付申請書（申請予定者リストを基に事前に市から提供いたします）
- ② 本人確認書類 A1点 + B1点、もしくはB2点（注3参照）
- ③ 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

④ 通知カード

※紛失等により通知カードの原本がない場合は、通知カードのコピーもしくは個人番号記載の住民票など個人番号が確認出来る書類を持参された方のみ申請できます

【本人確認書類について】

A	運転免許証、旅券、住民基本台帳カード（顔写真付き）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降発行のものに限る）など
B	健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、医療受給者証、生活保護受給者証など ※いずれも氏名と生年月日又は氏名と住所が記載されたもの

注1) いずれも有効期間内のものに限ります

注2) 本人確認書類の氏名、住所に変更がある場合は、必ず最新の情報に書き換えをしてください。
書き換えがされていない場合は、市区町村窓口でのカード受取となります

注3) A書類を1点もお持ちでない場合は、B書類2点でも申請できますが、市区町村窓口でのカード受取となります

●ご留意点

- ・市内の企業・団体を対象とします
- ・申請予定者がおおむね5名以上の場合にお申し込みください（5名未満の場合はご相談ください）
- ・会場や机・椅子のご準備及び電源の確保をお願いします

< 通知カード見本 >



< 住民基本台帳カード見本 >



※通知カードと住民基本台帳カードは、申請受付時に回収します